

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年9月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900142号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900041号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月14日の標準賞与額を55万円に訂正することが必要である。

平成28年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月14日

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が当該賞与から控除されていたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る賞与の届出が年金事務所に提出されたため、請求期間は厚生年金保険の保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。請求期間を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳(平成28年賞与分)により、請求者は請求期間において、同社から55万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(4万9,027円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年3月11日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900144号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900042号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月14日の標準賞与額を42万円に訂正することが必要である。

平成28年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月14日

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が当該賞与から控除されていたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る賞与の届出が年金事務所に提出されたため、請求期間は厚生年金保険の保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。請求期間を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳(平成28年賞与分)により、請求者は請求期間において、同社から42万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(3万7,439円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成31年3月11日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。